

消 防 消 第 112 号  
令 和 5 年 3 月 31 日

各都道府県消防防災主管部（局）長 殿

消防庁消防・救急課長  
（ 公 印 省 略 ）

消防広域化推進アドバイザー派遣要綱の改正について（通知）

平素から、消防防災行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

消防庁では、消防の広域化を積極的に支援するため、平成 18 年度に、消防広域化推進アドバイザー派遣要綱（以下「派遣要綱」という。）を定め、これに基づき、消防の広域化又は連携・協力（高機能消防指令センターの共同運用）の実績がある消防本部の中から、消防の広域化又は連携・協力を推進するための助言や方策について情報提供できる方を選定し、都道府県や消防本部からの依頼に基づき派遣を行う「消防広域化推進アドバイザー制度」を運用しているところですが、この度、派遣要綱を別添 1 及び別添 2 のとおり改正いたしました。

消防広域化推進アドバイザー制度は、派遣費用は消防庁が負担するとともに、別添 3 のとおり、これまで都道府県が主催する広域化に関する勉強会、消防学校における専科教育、消防本部間のワーキンググループの場において、消防の広域化又は連携・協力の効果及びその具体的方策を助言、情報提供する等、様々な場面において活用されております。

派遣を受けた団体からは、本制度を活用したことにより、消防の広域化又は連携・協力の実現につながったという御意見も頂いていることから、貴団体におかれましても、本制度の積極的な活用を御検討いただくようお願いします。

管内の消防本部に対しても、これらについて周知いただきますようお願いいたします。

【担当】

消防庁 消防・救急課 広域化推進係  
谷川係長、小泉事務官  
〒100-8927 東京都千代田区霞が関 2-1-2  
電 話 03-5253-7522（直通）  
ファクシミリ 03-5253-7532  
E-mail keibou@ml.soumu.go.jp

## 消防広域化推進アドバイザー派遣要綱

### (目的)

第1条 消防の広域化を積極的に支援するため、消防広域化推進アドバイザー制度を設け、消防広域化推進アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の派遣に当たり、必要事項を定めるものとする。

### (アドバイザーの任務)

第2条 アドバイザーは、地方公共団体における消防の広域化を推進するための具体的な方策に関する助言、情報の提供等を行うものとする。

2 前項の助言、情報の提供方法等の内容は、概ね次のとおりとする。

- (1) 消防広域化に関する検討会等における講演、情報提供等
- (2) その他、消防庁消防・救急課長が適当と認めるもの

### (アドバイザーの委嘱)

第3条 消防庁消防・救急課長がアドバイザーを委嘱する。

2 アドバイザーの任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

### (アドバイザー派遣の対象団体)

第4条 アドバイザーの派遣の対象は、都道府県、市町村、一部事務組合、広域連合又は協議会等（以下「派遣対象団体」という。）とする。

### (アドバイザーの派遣手続き)

第5条 派遣対象団体は、アドバイザーの派遣を希望するときは、別紙様式1により必要事項を明らかにして、都道府県にあっては直接、市町村、一部事務組合、広域連合又は協議会にあっては都道府県を経由して、消防庁に派遣の調整を依頼するものとする。

第6条 消防庁は、派遣対象団体からアドバイザー派遣の調整の依頼があったときは、必要と認められる専門分野のアドバイザーを選定し、別紙様式2により必要事項を明らかにして、アドバイザーが所属する団体に派遣を依頼する。

第7条 派遣対象団体は、アドバイザーの派遣を受けたときは、別紙様式3により必要事項を明らかにして、消防庁に報告するものとする。

### (アドバイザーの派遣経費)

第8条 アドバイザーの派遣に要する経費は、消防庁が負担するものとする。ただし、派遣対象団体との協議により、別異の取扱いをすることを妨げない。

### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に必要な事項は、消防庁消防・救急課長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成18年9月12日から施行するものとする。

この要綱は、平成25年4月1日から施行するものとする。

この要綱は、平成27年4月1日から施行するものとする。

この要綱は、令和5年4月1日から施行するものとする。

別紙様式1

令和 年 月 日

消防庁消防・救急課長 様

(都道府県名) \_\_\_\_\_

(対象団体名) \_\_\_\_\_

### 消防広域化推進アドバイザー派遣調整依頼書

- 1 派遣を希望する日時  
令和 年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分まで
  
- 2 派遣を希望する場所
  
- 3 依頼内容
  
- 4 担当者等
  - (1) 担当課・担当者
  
  - (2) 連絡先

消防消第 号  
令和 年 月 日

様

消防庁消防・救急課長  
(公印省略)

消防広域化推進アドバイザーの派遣について (依頼)

消防広域化推進アドバイザー派遣要綱に基づき、(対象団体名) から別紙のとおり消防広域化推進アドバイザーの派遣の調整依頼を受け、貴所属の職員について派遣を依頼するアドバイザーに選定しました。

つきましては、下記のとおりアドバイザー派遣に関し特段の御配慮を頂きますようお願いいたします。

なお、派遣に要した旅費は、消防庁が負担します。

記

- 1 派遣を依頼するアドバイザーの氏名
- 2 派遣を依頼する日時  
令和 年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分まで
- 3 派遣を依頼する場所
- 4 依頼内容

令和 年 月 日

消防庁消防・救急課長 様

(都道府県名) \_\_\_\_\_

(対象団体名) \_\_\_\_\_

### 消防広域化推進アドバイザー派遣結果報告書

- 1 派遣を受けたアドバイザーの氏名
  
- 2 派遣を受けた日時  
令和 年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分まで
  
- 3 派遣を受けた場所
  
- 4 依頼内容
  
- 5 担当者等
  - (1) 担当課・担当者
  
  - (2) 連絡先

新（改正後）	旧（改正前）
<p style="text-align: center;">消防広域化推進アドバイザー派遣要綱</p> <p>（目的）  <b>第1条</b> 消防の広域化を積極的に支援するため、<b>消防広域化推進アドバイザー制度</b>を設け、消防広域化推進アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の派遣に当たり、必要事項を定めるものとする。</p> <p>（アドバイザーの任務）  <b>第2条</b> アドバイザーは、地方公共団体における消防の広域化を推進するための具体的な方策に関する助言、情報の提供等を行うものとする。  2 前項の助言、情報の提供方法等の内容は、概ね次のとおりとする。  (1) 消防広域化に関する検討会等における講演、情報提供等  (2) その他、消防庁消防・救急課長が適当と認めるもの</p> <p>（アドバイザーの委嘱）  <b>第3条</b> 消防庁消防・救急課長が<b>アドバイザー</b>を委嘱する。  2 アドバイザーの任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>（アドバイザー派遣の対象団体）  <b>第4条</b> アドバイザーの派遣の対象は、都道府県、市町村、一部事務組合、広域連合又は協議会等（以下「派遣対象団体」という。）とする。</p> <p>（アドバイザーの派遣手続き）  <b>第5条</b> 派遣対象団体は、<b>アドバイザーの派遣を希望するとき</b>は、別紙様式1により必要事項を明らかにして、都道府県にあっては直接、市町村、一部事務組合、広域連合又は協議会にあっては都道府県を経由して、消防庁に派遣の調整を依頼するものとする。</p> <p><b>第6条</b> 消防庁は、<b>派遣対象団体からアドバイザー派遣の調整の依頼があったときは</b>、必要と認められる専門分野の<b>アドバイザーを選定し</b>、別紙様式2により必要事項を明らかにして、<b>アドバイザーが所属する団体に派遣を依頼する</b>。</p> <p><b>第7条</b> 派遣対象団体は、<b>アドバイザーの派遣を受けたときは</b>、別紙様式3により必要事項を明らかにして、<b>消防庁に報告するものとする</b>。</p> <p>（アドバイザーの派遣経費）  <b>第8条</b> <b>アドバイザーの派遣に要する経費は</b>、消防庁が負担するものとする。ただし、派遣対象団体との協議により、別異の取扱いをすることを妨げない。</p> <p>（その他）  <b>第9条</b> この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に必要な事項は、消防庁消防・救急課長が定める。</p>	<p style="text-align: center;">消防広域化推進アドバイザー派遣要綱</p> <p>（目的）  <b>第1条</b> 消防の広域化を積極的に支援するため、消防広域化推進アドバイザー制度を設けるものとする。</p> <p>（委嘱）  <b>第2条</b> 消防広域化推進アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）は消防庁消防・救急課長が委嘱する。  2 アドバイザーの任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>（対象団体）  <b>第3条</b> アドバイザーの派遣の対象は、都道府県、市町村、一部事務組合、広域連合又は協議会等（以下「派遣対象団体」という。）とする。</p> <p>（任務）  <b>第4条</b> アドバイザーは、派遣対象団体の依頼に基づき、地方公共団体における消防の広域化を推進するための具体的な方策に関する助言、情報の提供等を行うものとする。  2 前項の助言、情報の提供方法等の内容は、概ね次のとおりとする。  (1) 消防広域化に関する検討会等における講演、情報提供等  (2) その他、消防庁消防・救急課長が適当と認めるもの</p> <p>（依頼）  <b>第5条</b> アドバイザーの派遣を希望する派遣対象団体は、別紙様式により必要事項を明らかにして、都道府県にあっては直接、市町村、一部事務組合、広域連合又は協議会にあっては都道府県を経由して、消防庁に依頼するものとする。</p> <p>（派遣の決定）  <b>第6条</b> 消防庁は、派遣対象団体から<b>アドバイザーの派遣の依頼があったときは</b>、必要と認められる専門分野の<b>アドバイザーを派遣するものとする</b>。</p> <p>（選定）  <b>第7条</b> アドバイザーは、派遣対象団体の依頼に基づき、消防の広域化等の推進に必要な分野について豊富な知識又は経験を有する者から、消防庁において選定する。</p> <p>（報告）  <b>第8条</b> アドバイザーの派遣を受けた派遣対象団体は、その結果を消防庁に報告するものとする。</p> <p>（経費）  <b>第9条</b> アドバイザーの派遣事業に関する経費は、消防庁が負担するものとする。ただし、派遣対象団体との協議により、別異の取扱いをすることを妨げない。</p> <p>（その他）  <b>第10条</b> この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に必要な事項は、消防庁消防・救急課長が定める。</p>

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成18年9月12日から施行するものとする。

この要綱は、平成25年4月1日から施行するものとする。

この要綱は、平成27年4月1日から施行するものとする。

この要綱は、令和5年4月1日から施行するものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成18年9月12日から施行するものとする。

この要綱は、平成25年4月1日から施行するものとする。

この要綱は、平成27年4月1日から施行するものとする。



別紙様式 1

令和 年 月 日

消防庁消防・救急課長 様

(都道府県名) \_\_\_\_\_

(対象団体名) \_\_\_\_\_

消防広域化推進アドバイザー派遣調整依頼書

1 派遣を希望する日時

令和 年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分まで

2 派遣を希望する場所

3 依頼内容

4 担当者等

(1) 担当課・担当者

(2) 連絡先

別紙様式

令和 年 月 日

消防広域化推進アドバイザー派遣依頼書

(都道府県名) \_\_\_\_\_

(派遣対象団体名) \_\_\_\_\_

1 派遣の依頼を求める研修会等の名称及び依頼内容

(1) 会合等の名称

(2) 依頼内容

2 派遣希望年月日

令和 年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分まで  
(講演を希望する場合の時間 分)

3 派遣希望者

4 参加予定者

計 \_\_\_\_\_ 名

担当課・担当者  
連絡先

消防消第 号  
令和 年 月 日

様

消防庁消防・救急課長  
(公印省略)

消防広域化推進アドバイザーの派遣について (依頼)

消防広域化推進アドバイザー派遣要綱に基づき、(対象団体名)から別紙のとおり消防広域化推進アドバイザーの派遣の調整依頼を受け、貴所属の職員について派遣を依頼するアドバイザーに選定しました。

つきましては、下記のとおりアドバイザー派遣に関し特段の御配慮を頂きますようお願いいたします。

なお、派遣に要した旅費は、消防庁が負担します。

記

1 派遣を依頼するアドバイザーの氏名

2 派遣を依頼する日時

令和 年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分まで

3 派遣を依頼する場所

4 依頼内容

【記載例】

令和 年 月 日

消防広域化推進アドバイザー派遣依頼書

(都道府県名) ○○県  
(派遣対象団体名) ○○市消防本部

1 派遣を求める研修会等の名称及び依頼内容

(1) 会合の名称  
○○検討会 (消防部会)

(2) 依頼内容 (具体的に記載してください。)

上記検討会において、広域化推進に際しての課題点及び解決策を取りまとめているところですが、消防広域化推進アドバイザーの講演及び助言をお願いしたい。

2 派遣希望年月日

令和○年○月○日 (○) ○○時○○分~○○時○○分  
(講演を希望する場合の時間 ○○分)

3 派遣希望者

※ 特に希望が無い場合は、記入の必要はありません。なお、財政支援措置や人事ローテーションについて等特定のテーマが決定している場合はその内容を記載してください。

4 参加予定者

○○研究会委員及び構成市町村長並びに担当者

計 ○○名

担当課・担当者 ○○市○○課、○○

連絡先 0000 - 00 - 0000

令和 年 月 日

消防庁消防・救急課長 様

(都道府県名) \_\_\_\_\_

(対象団体名) \_\_\_\_\_

消防広域化推進アドバイザー派遣結果報告書

1 派遣を受けたアドバイザーの氏名

2 派遣を受けた日時

令和 年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分まで

3 派遣を受けた場所

4 依頼内容

5 担当者等

(1) 担当課・担当者

(2) 連絡先

## 1 趣旨

消防の広域化を積極的に支援するため、主に都道府県・消防本部からの依頼に基づき、消防広域化推進アドバイザーの派遣を行う制度である。

## 2 アドバイザーの選定及び委嘱について

消防の広域化、若しくは連携・協力（指令業務）の実績がある消防本部の中から、消防の広域化や連携・協力を推進するための助言や方策について情報提供できる方を選定し、消防庁 消防・救急課長が委嘱する。

なお、アドバイザーの任期は2年であり、再任を妨げないこととしている。

## 3 アドバイザーの具体的任務

派遣対象団体の依頼に基づき、地方公共団体における消防の広域化を推進するための具体的な方策に関する助言、情報の提供等を行う。助言、情報の提供方法等の内容は、概ね次のとおり。

- (1) 消防広域化に関する検討会等における講演、情報提供等
- (2) その他、消防庁消防・救急課長が適当と認めるもの

## 4 アドバイザー派遣依頼～派遣要請まで



アドバイザーから派遣要請の了承が得られたら、消防庁より正式な派遣依頼書を発出し、依頼元（都道府県等）とアドバイザーにて、派遣当日の具体的な内容について検討・協議をしてもらう。

## 5 令和4年度のアドバイザーについて

	所属先等	広域化事例等
1	とがち広域消防局	6 消防本部（単独1、組合5）19市町村で一部事務組合を設立し広域化
2	埼玉西部消防局	4 消防本部（単独3、組合1）が一部事務組合を設立し広域化
3	埼玉東部消防組合消防局	5 消防本部（単独4、組合1）が一部事務組合を設立し広域化
4	草加八潮消防局	2 消防本部（単独2）が一部事務組合を設立し広域化
5	小田原市消防本部	1 消防本部（組合）の構成市町が小田原市（単独）へ消防事務を委託し広域化
6	砺波地域消防組合消防本部	2 消防本部（単独、組合）が一部事務組合を設立し広域化
7	静岡市消防局	3 消防本部（単独2、組合1）の構成市町が静岡市（単独）へ消防事務を委託し広域化
8	東近江行政組合消防本部	2 消防本部（組合2）のうち、一方の組合に他方の組合の構成市町を追加し広域化（一部事務組合）
9	奈良県広域消防組合消防本部	1 1 消防本部（単独4、組合7）と1 非常備村が一部事務組合を設立し広域化
10	宇部・山陽小野田消防局	2 消防本部（単独2）が一部事務組合を設立し広域化
11	熊本市消防局	1 消防本部（組合）の構成市町村が熊本市（単独）へ消防事務を委託し広域化
12	いばらき消防指令センター	茨城県内20消防本部33市町が協議会を設立し指令の共同運用 ※アドバイザーは2名在席
13	松戸市消防局	10 消防本部で協議会を設立し指令の共同運用
14	横須賀市消防局	2 消防本部（単独2）のうち1市が消防事務を委託し広域化 2 消防本部（2市1町）で協議会を設立し指令の共同運用
15	福岡市消防局	4 消防本部（一組4）が福岡市消防局へ事務委託し指令の共同運用

16名※いばらき消防指令センターは2名在席

## 6 令和元年度～令和3年度までの派遣実績について

年度	No.	開催県	開催元	開催日付	備考
令和2年度	1	山梨県	山梨県消防学校	R2.11.6	対象：山梨県内10消防本部の総務及び指令部門の課長、係長 約40名 内容：県内10本部の総務及び指令課長と係長を対象とした連携・協力の推進に関する研修会での講演
	2	徳島県	徳島県庁	R2.11.13	対象：県東部地域における消防体制のあり方検討会及び同作業部会各委員 約30名 内容：県東部地域における消防体制のあり方検討会での講演
	3	宮城県	宮城県庁	R2.12.10	対象：県内9消防本部の作業部会委員（指令及び総務担当課）及び県消防課 約25名 内容：第1回宮城県消防指令業務共同運用検討委員会作業部会での講演
	4	愛媛県	松山市消防局	R2.12.18	対象：松山圏域4消防本部の担当者（通信指令及び総務など） 約30名 内容：消防指令の共同運用に関する基礎調査の担当者協議会での講演
	5	滋賀県	滋賀県庁	R3.3.22	対象：各消防本部 消防次長、総務主管課長他 13名 内容：「第2回指令の共同運用にかかる検討会」（滋賀県、東近江消防、彦根市消防）での講演
令和3年度	1	石川県	羽咋都市広域圏事務組合消防本部	R3.7.14	対象：能登地区消防指令業務共同運用ワーキンググループ委員 約10名 内容：能登地区消防指令業務共同運用ワーキンググループ（消防部会）での講演
	2	京都府	京都府立消防学校	R3.11.15	対象：令和3年度消防職員幹部教育 中級幹部科 15名 内容：中級幹部科在校生における、市町村消防の広域化及び消防の連携・協力の推進についてのWeb講演
令和4年度	1	秋田県	秋田県消防総務部総合防災課	R4.6.21	対象：秋田県消防広域化協議会 作業部会幹事他 約40名 内容：第5回作業部会における共同運用にテーマを絞った勉強会での講演
	2	茨城県	茨城県消防防災危機管理部消防安全課	R4.7.22	対象：関係消防本部、茨城県 11名 内容：消防広域化に関する隣接消防本部の勉強会（常陸太田市消防、常陸大宮市消防、大子町消防）での講演
	3	埼玉県	埼玉県坂戸市議会	R4.8.5	対象：坂戸市議会議員 19名 内容：坂戸市議会議員研修会（消防行政の広域化をテーマとした研修に係る消防広域化推進アドバイザーの講演）
	4	千葉県	千葉県防災危機管理部消防課	R4.8.30	対象：印旛地域市町の関係部課長他 19名 内容：第2回消防広域化に係る印旛地域関係部課長・消防長会議での講演

※過去3年間で11件の派遣実績あり